

令和7年度 男女の給与の差異の情報公表

特定事業主名： 泉崎村

1. 全職員

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	83.3%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	96.5%
全職員	76.9%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	－
本庁課長相当職	92.6%
本庁課長補佐相当職	99.2%
本庁係長相当職	99.5%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	79.2%
31～35年	99.8%
26～30年	87.4%
21～25年	101.3%
16～20年	－
11～15年	－
6～10年	－
1～5年	71.8%

【説明欄】

- 役職段階の本庁部局長・次長相当職に該当する職員がいないため記載なし。
- 勤続年数16～20年、6～10年について、一方の性別の該当者がいないため記載なし。
- 勤続年数11～15年について、該当する職員がいないため記載なし。
- 扶養手当について、世帯主となっている男性に支給している場合が多く、扶養手当の受給者に占める男性の割合は74.1%となっている。
- 住居手当について、受給者に占める男性の割合は55.6%であり、男女の割合はほぼ同じとなっている。